災害時消防支援ボランティア保険に関するQ&A

2023年 7月

一般財団法人 全国消防協会 引受幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

Q&A

Q1.傷害事故で保険金支払いの対象となるケガはどんなケガですか?

A.急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害であれば保険金をお支払いできる可能性があります。なお、 通院保険金のお支払いにあたっては、治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、または往診により、治 療を受けることが必要です。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

Q2.傷害事故で入院・通院保険金の対象になる日数は、実際に入院・通院した日数をいうのですか?

A.原則として医師の指示にもとづき、医師の治療を受けるために実際に入院・通院した日数をいいます。ただし、通院 については医師の指示により所定の部位にギブス等を常時装着したときは、その日数について通院日数とみなすこ とができる場合があります。

Q3.賠償事故で支払われる保険金はどんなものですか?

- A.1.法律上、被害者に対して支払う損害賠償金
 - 具体的には、修理費、治療費、休業補償費、慰謝料、逸失利益などです。
 - 2.被害者に対する応急手当、搬送、その他の緊急措置に要した費用
 - 3 弁護十報酬等の争訟費用
 - 4.保険会社の求めに応じて保険会社への協力のために支出された所定の費用
 - (※詳しくは1.本保険の内容(5)「お支払する保険金の種類およびお支払方法」をご参照ください。)

Q4.保険金が支払われない場合を教えてください。

A.傷害事故と賠償事故とで異なります。

(1)傷害事故の保険金をお支払いできない主な場合(①~⑨については、規定の適用の判断は、被保険者ごとに個別に行うものとします。)

等

- ①保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、または道交法に定める酒気帯び状態でもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(外科的手術 その他の医療処置によって生じた傷害が、補償対象となる傷害の治療によるものである場合を除きます。)
- ⑦戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑧核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ※上記⑦⑧の事由に随伴し、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による場合も保険金をお支払できません。
- 98以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑩頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状で、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの
- ①被保険者が次に掲げる運動等を行っている間

山岳登はん(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機(グライダー・飛行船を除きます。)操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動

②被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類する乗用具による競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)をしている間、またはこれらを行うことを目的とする場所において、競技等(競技、競争、興行(いずれもそのための練習を含みます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)に準ずる方法・態様により乗用具を使用している間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間については、保険金を支払います(法令による許可を受け一般の通行を制限し道路を占有した状態で行っている間等、補償の対象外となる場合もあります。)。

- ⑬次に掲げるボランティア活動をしている間
 - イ.海難救助ボランティア活動
 - ロ.山岳救助ボランティア活動
 - ハ.野焼きまたは山焼きを行う森林ボランティア活動
 - ニ.チェーンソーを使用する森林ボランティア活動
 - ※災害時消防支援ボランティア活動においてチェーンソーを使用する場合がありますが、これは「チェーン ソーを使用する森林ボランティア活動」には該当しません。
 - ホ.銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- 4 職業または職務に従事している間

など

- (2) 賠償事故の保険金をお支払いできない主な場合
 - ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人の故意
 - ②地震、噴火または津波
 - ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ※上記②~④の事由に随伴し、またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故による場合も保険金を お支払いできません。
 - ⑤④以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑥被保険者の心神喪失に起因する事故
 - (7)被保険者の、または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する事故
 - ⑧航空機、自動車、原動機付自転車または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する事故
 - ⑨被保険者が故意または重大な過失により、法令に違反して製造、販売または提供した提供物に起因する事故
 - ⑩提供物またはボランティア活動の結果が、所期の効能、性能を発揮できなかったことに起因する事故。ただし、 提供物の本来意図しなかった悪影響によって発生した事故は除きます。
 - ⑪被保険者の職業上の業務の遂行に直接起因する事故
 - ⑫被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者による次に掲げる業務の遂行に起因する事故 イ.人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、救急救命処置または死体の検案

(医療用の器具、器械または装置をイ.の業務のために使用した場合を含みます。)

- 口.医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
- ハ.あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、理学療法士または作業療法士などの資格を有する職業人がその資格に基づいて行う施術
- ③被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された 損害賠償責任
- (4)提供物のかしによる提供物自体の損壊に対する損害賠償責任

など